

# 八尾市における部活動等のあり方に関する方針

令和6年1月  
八尾市教育委員会



# 目 次

<b>I はじめに</b>	<b>2</b>
1 方針策定の経緯	2
2 方針策定の趣旨	2
3 方針の位置づけ	2
4 方針が対象とする活動と期間	3
<b>II 学校部活動の現状と課題</b>	<b>4</b>
1 学校部活動の意義	4
2 学校部活動の現状	4
3 学校部活動における課題	6
<b>III 学校部活動</b>	<b>8</b>
1 適切な運営のための体制整備	8
(1)学校部活動に関する方針の策定(改定)等	8
(2)指導・運営に係る体制の構築	8
2 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取り組み	8
(1)適切な指導の実施	8
(2)体罰・ハラスメント防止の徹底	10
3 学校単位で参加する大会等について	10
4 適切な休養日の設定等	11
<b>IV 部活動改革の方向性</b>	<b>12</b>
1 基本的な考え方	12
2 基本的な方向性	12
(1)拠点校方式の導入	12
(2)部活動の地域移行	13
3 取り組みのロードマップ	15
<b>V 部活動改革に向けた取り組み</b>	<b>16</b>
1 拠点校方式の導入	16
(1)学校部活動としての拠点校方式の検証	16
(2)合同チームをベースとした検証	16
(3)拠点校方式の今後の展望	16
2 部活動の地域移行	17
(1)活動日の検討	17
(2)運営団体・実施主体の整備	18
(3)指導者の確保や質の向上	19
(4)教職員の兼職兼業	19
(5)適切な活動及び指導の実施	21
(6)活動機会の確保	21
(7)活動場所の確保	22
(8)費用負担の検討と財源の確保	22
(9)保険の加入	22
(10)国・大阪府及び学校部活動・地域クラブ活動との連携・協働	23
3 大会等への参加	23
4 生徒、保護者、教職員等への周知	23
<b>VI 推進体制</b>	<b>24</b>
1 推進体制	24

# I はじめに

## 1 方針策定の経緯

国において、令和2年に学校部活動の段階的な地域移行(下記参照)についての考え方が示されて以降、地域移行に関する検討会議の提言を経て、令和4年12月には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(以下「国のガイドライン」という。)が策定され、令和5年度から令和7年度の3年間を改革推進期間と定められた。

大阪府においても、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた取り組みを進めるべく、平成31年2月に策定の「学校部活動の在り方に関する方針」が、令和5年8月に「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」として改定された。

このような動きを受け、本市においても、国のガイドライン及び大阪府の方針を踏まえ、平成31年に策定した「八尾市運動部活動の在り方に関する方針」及び「八尾市文化部活動の在り方に関する方針」を統合して改定するものである。

### 「部活動の地域移行」とは

これまで学校管理下において主に教職員が担ってきた「学校部活動」を、学校管理外の活動として、地域団体や民間事業者等が指導・運営を担う「地域クラブ活動」へと移行することをいう。

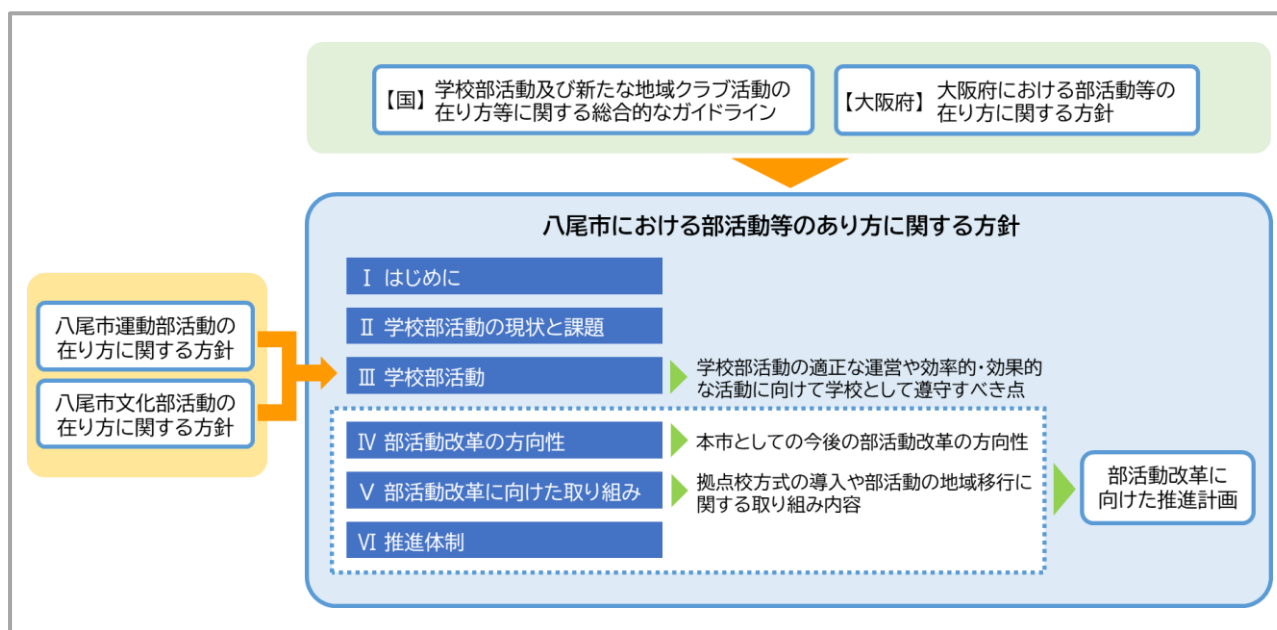
## 2 方針策定の趣旨

本方針は、八尾市立中学校及び義務教育学校後期課程(以下「中学校」という。)に在籍する生徒が将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保していくことと、学校における働き方改革を推進していくことをめざして策定するものである。

## 3 方針の位置づけ

「Ⅲ 学校部活動」では、前方針の主たる内容である学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動に向けて学校として遵守すべき点を示すとともに、「Ⅳ 部活動改革の方向性」では、本市としての今後の部活動改革の方向性を示し、「Ⅴ 部活動改革に向けた取り組み」では、拠点校方式の導入や部活動の地域移行に関する取り組み内容を示すことで、部活動改革に向けた推進計画としての位置づけももつものである。

【図表1 本方針の位置づけと構成】



#### 4 方針が対象とする活動と期間

- 本方針が対象とする活動は、中学校に在籍する生徒が参加する学校部活動及び地域クラブ活動とする。
- 本方針が対象とする主な期間は、国が示した令和5年度から令和7年度までの3年間の改革推進期間とし、今後も国や大阪府の動向に注視しつつ、本市における学校部活動の地域移行に向けたモデル事業の検証等も踏まえ、適宜、必要な見直しを行うこととする。

## Ⅱ 学校部活動の現状と課題

### 1 学校部活動の意義

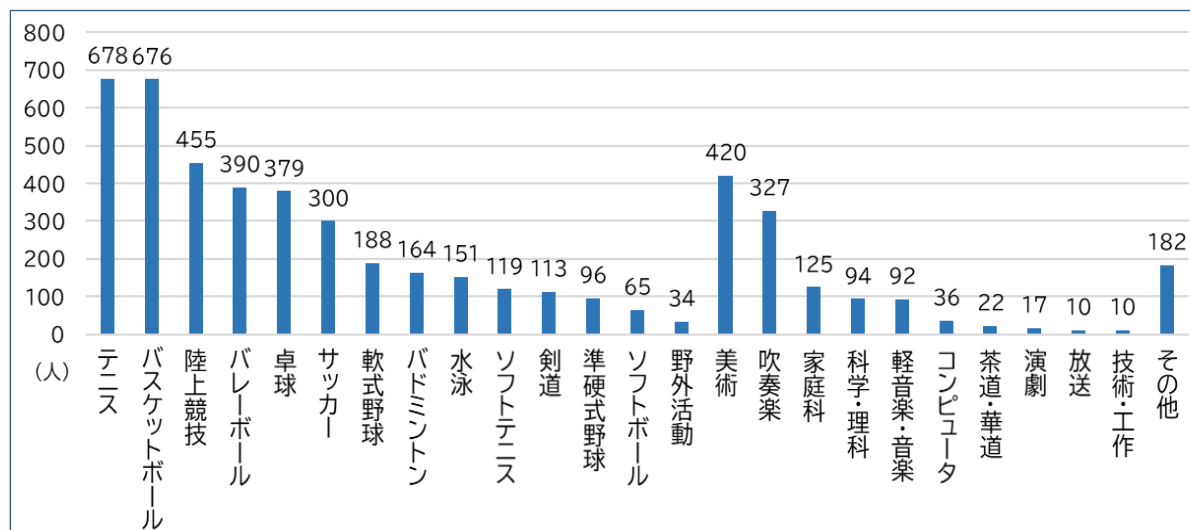
- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動の顧問の指導のもと、学校教育の一環として行われてきた。
- 体力や技能・技術の向上を図る目的以外にも、生徒指導の一環としての側面や、異年齢との交流の中で生徒同士や教職員との信頼関係を築くなど、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的な意義は大きい。
- 学校部活動に参加することに楽しみを見出すことで、学校生活を豊かで充実したものとすることができ、学校部活動で評価されることは自己肯定感を高めることにもつながる。

### 2 学校部活動の現状

#### ① 学校部活動への参加状況

令和4年度部活動実態調査において、中学校に在籍する生徒についての学校部活動への入部率は86.7%であり、所属している種目の状況は【図表2】のとおりである。

【図表2 学校部活動の所属種目の状況(複数回答あり)】

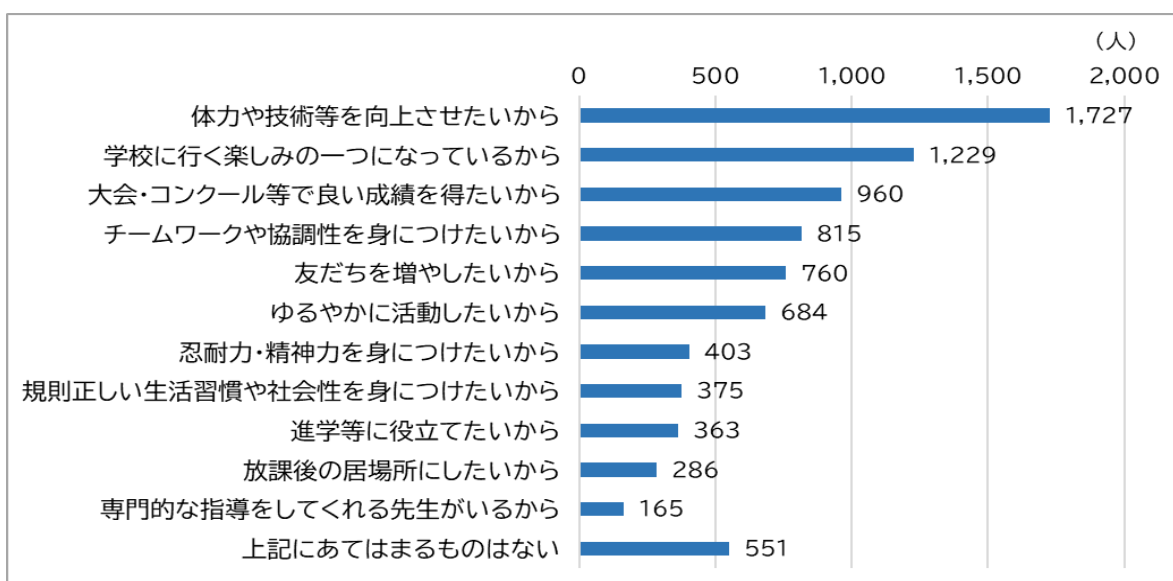


【資料】令和4年度 部活動実態調査

## ② 学校部活動に参加する理由・参加しない理由

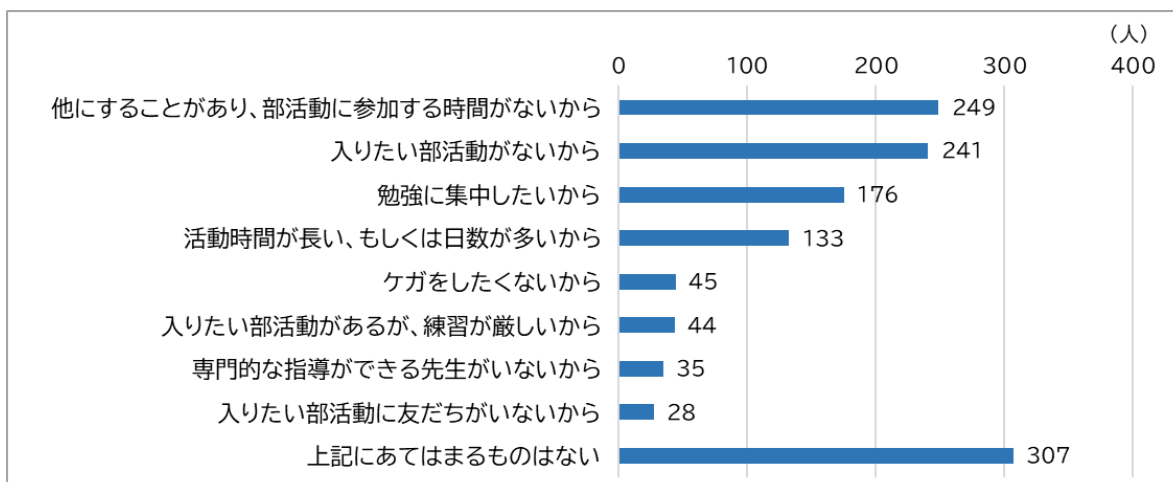
令和4年度に中学校に在籍する生徒、保護者、教職員を対象に実施した「部活動の地域移行に関するアンケート」(以下、「アンケート」という。)における生徒の回答結果(対象者数:6,206人、回答者数:4,727人 [回収率:76.1%])によると、学校部活動に参加する理由及び参加しない理由は【図表3】及び【図表4】のとおりであり、参加する理由としては、体力や技術等の向上、大会・コンクール等の成績といった目標に向かって取り組むこと、チームワークや協調性を身につけることや友だちを増やしたい等が挙げられている。一方、参加しない理由としては、入りたい部活動がないこと、活動時間や活動日数等が挙げられている。

【図表3 学校部活動に参加する理由(3つまで回答可)】



【資料】令和4年度 部活動の地域移行に関するアンケート

【図表4 学校部活動に参加しない理由(3つまで回答可)】



【資料】令和4年度 部活動の地域移行に関するアンケート

### 3 学校部活動における課題

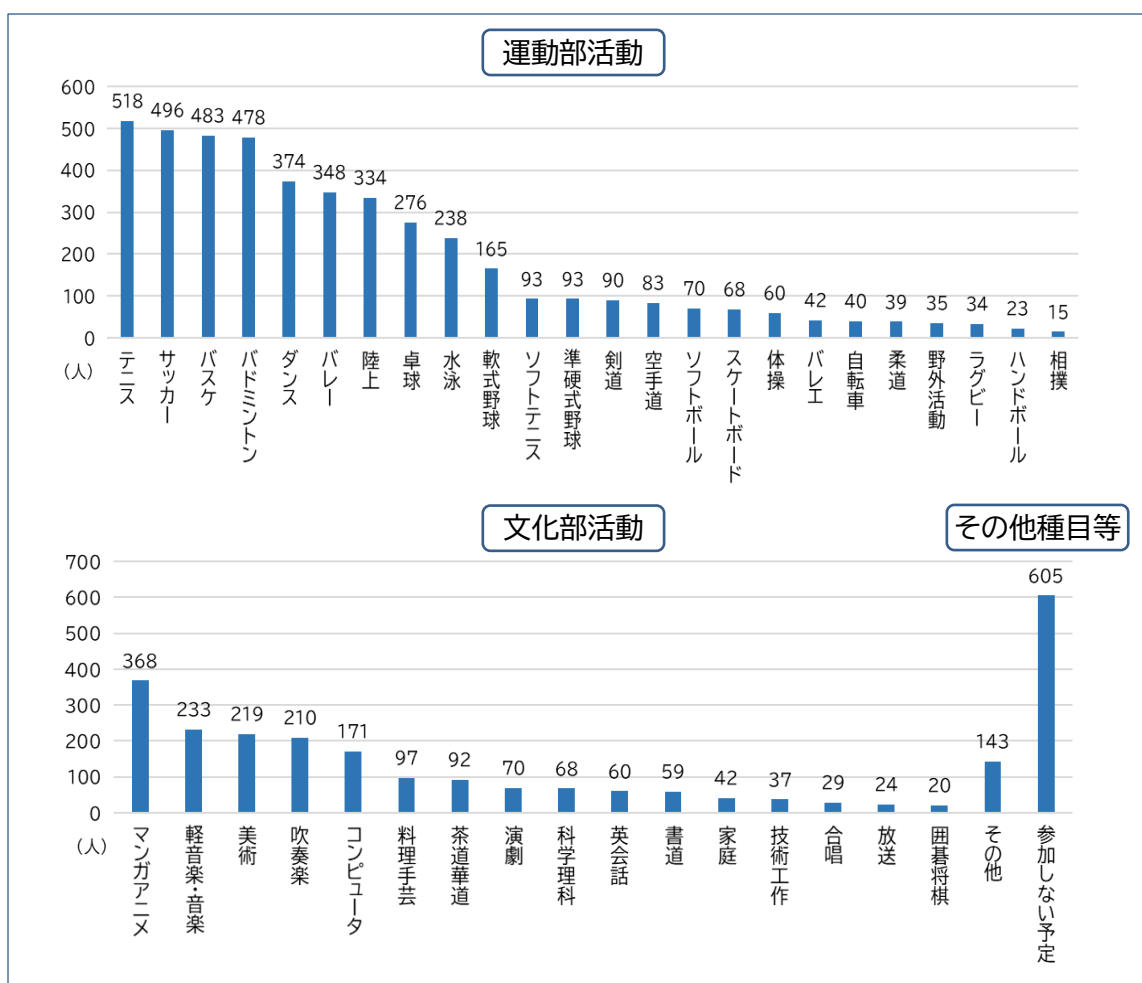
#### ① 少子化による影響

少子化が進行する中、本市においても、生徒数の減少により、運動部において単独校でチームが組めず合同チームで活動している状況や、参加者が見込めず設置ができない種目がある。

#### ② 生徒のニーズとの乖離

アンケート結果から、生徒が参加したい種目は【図表5】のとおりであり、ニーズが高い種目についても、すべての学校で設置できてはならず、また、ダンスやマンガ・アニメなど、現在はどの学校にも設置されていない種目もあり、それぞれの生徒のニーズに必ずしも応えることができていない状況にある。

【図表5 生徒が参加を希望する部活動の種目(2つまで回答可)】



【資料】令和4年度 部活動の地域移行に関するアンケート

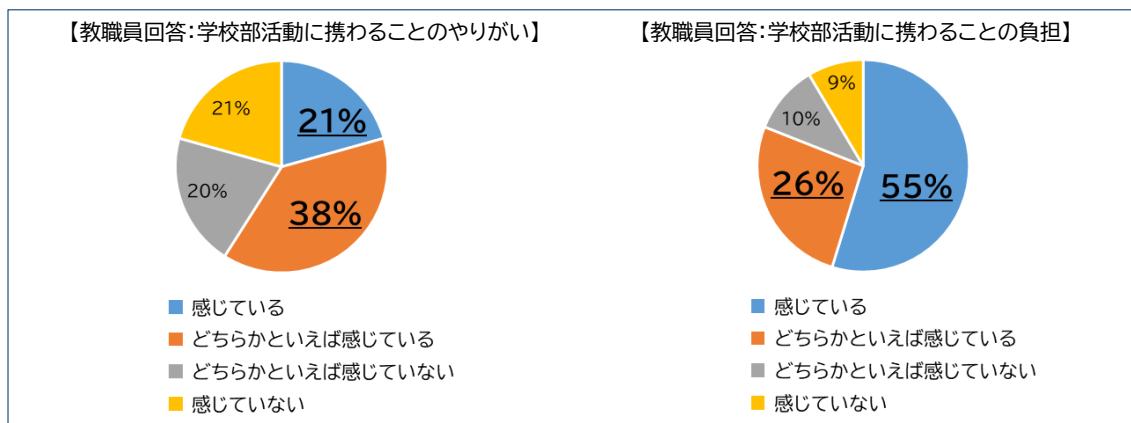


### ③ 教職員の負担と指導者の不足

アンケート結果から、【図表6】のとおり、学校部活動の価値や意義を感じている一方で、競技経験のない種目の指導や、休日の指導・大会への引率等から、学校部活動に携わることに負担を感じている教職員が存在している。また、少子化に伴う学校規模の縮小に伴い、教職員数も減少しており、現状の学校部活動の維持に必要な部活動顧問が不足している。

これらのことから、教職員が顧問を務めることを前提としたこれまでの指導体制を継続することは、学校における働き方改革が求められる中で、より一層厳しくなっている。

【図表6 学校部活動に携わることのやりがいや負担】



【資料】令和4年度 部活動の地域移行に関するアンケート

### Ⅲ 学校部活動

学校部活動は、学校教育の一環として実施される教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものである。

学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましい環境となるよう、以下に示す内容について徹底すること。

#### 1 適切な運営のための体制整備

##### (1) 学校部活動に関する方針の策定(改定)等

- ① 校長は、本章に基づき、毎年度、「学校の部活動等のあり方に関する方針」を策定する。
- ② 部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- ③ 校長は、上記①の活動方針及び上記②の年間・月間活動計画等を保護者会等で周知するとともに、ホームページへの掲載等により公表する。

##### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教職員の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。
- ② 校長は、教職員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や本人の抱える事情を勘案したうえで行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- ③ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行えるよう、適宜、指導・是正を行う。
- ④ 校長は、教職員の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号)等に基づき、教職員の負担が過度にならないよう、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

#### 2 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取り組み

##### (1) 適切な指導の実施

- ① 校長、部活動顧問及び外部指導者は、学校部活動の実施にあたっては、運動部、文化部に関わらず、「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月文部科学省)を参考にしながら、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)を徹底する。
- ② 部活動顧問及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツや文化芸術に親しむ基礎を培うとともに、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目、分野の特性等を踏まえた科学的・合理的でかつ効率的・効果的なトレーニング

や活動の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ短時間で効果が得られる指導を行う。また、指導にあたっては、専門的知見を有する教職員(保健体育科・音楽科・養護教諭等)と連携・協力し、発達の個人差や成長期における心身の状態等に関する正しい知識を得たうえで行う。

- 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があることや、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
- 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取る必要があることや、過度の活動等が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。

③ 部活動顧問及び外部指導者は、中央競技団体(スポーツ競技の国内統括団体)や学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引※を活用して、適切な指導を行う。

(※)競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの。

④ 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の学校部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、活動後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取らせるとともに、生徒への健康観察等の健康管理を徹底する。その際、環境省・気象庁の「熱中症警戒アラート」や、暑さ指数(WBGT)を確認し、活動の目安にするとともに、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に事故防止対策を講じる。なお、暑さ指数(WBGT)31℃以上を越す場合は、いったん運動を中止し、健康観察を行う。そのうえで中止も含め、活動場所や時間、内容の変更を行うとともに適切に対応する。

**【参考資料:熱中症予防運動指針】**

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は 原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31~35℃	28~31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10~20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28~31℃	25~28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24~28℃	21~25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人:体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

【出典】日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)

## 【参考資料:暑さ指数(WBGT:Wet Bulb Globe Temperature)】

### 暑さ指数(WBGT)とは？

暑さ指数(WBGT)とは、人間の熱バランスに影響の大きい

気温 湿度 輻射熱

の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標です。

軍隊での訓練の際に、熱中症を予防することを目的として、1950年代にアメリカで提案されました。熱ストレスの評価指標として ISO7243で国際的に規格化されています。

暑さ指数を用いた指針としては、(公財)日本スポーツ協会による「熱中症予防運動指針」、日本生気象学会による「日常生活における熱中症予防指針」があります。



暑さ指数(WBGT)測定装置

$$\text{WBGT(屋外)} = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$

$$\text{WBGT(屋内)} = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$$

## (2)体罰・ハラスメント防止の徹底

学校部活動においては、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒としても体罰が禁止されていることは当然である。また、指導にあたっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。体罰・ハラスメントは、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせた生徒の後々の人生にまで、肉体的、精神的に悪影響を及ぼすことになる。

校長、部活動顧問及び外部指導者は、学校部活動での指導で体罰・ハラスメントを厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されるものではないとの認識をもち、引き続き、それらを行わないよう徹底する。

## 3 学校単位で参加する大会等について

校長は、生徒の教育上の意義を考慮したうえで、大会等への参加が生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、以下を踏まえ、参加する大会等を決定する。

### 【運動部】

運動部における大会とは、八尾市中学校体育連盟、中河内地区中学校体育連盟及び大阪中学校体育連盟の主催する大会とし、各大会への参加の上限は以下のとおりとする。

▶▶ 八尾市中学校体育連盟主催の大会への参加は、各種目で年間3回以内とする。

▶▶ 中河内地区中学校体育連盟主催の大会への参加は、各種目で年間3回以内とする。

▶▶ 大阪中学校体育連盟主催の大会への参加は、各種目で年間3回以内とする。

### 【文化部】

文化部における大会とは、吹奏楽連盟等が主催する大会や、コンクール、コンテスト、発表会等とし、大会への参加の上限は以下のとおりとする。

▶▶ 大会への参加は、各種目で年間9回以内とする。

#### 4 適切な休養日の設定等

(1)学校部活動を行わない日(以下「休養日」という。)及び活動時間については、成長期にある生徒が、活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

▶ 学期中は、週あたり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。)

▶ 大会等への参加やそれにむけた練習等により、休養日を設けることができない場合は、休養日を当月中に振り替えるものとする。やむをえず、当月内で振り替えることができない場合は、前月または翌月で休養日を設けるものとする。

▶ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

▶ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の土曜日及び日曜日を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

※ 運動部については、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえる。

(2)校長は、「学校の部活動等のあり方に関する方針」の策定にあたっては、上記(1)を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

(3)校長は、学校部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、「学校の部活動等のあり方に関する方針」の運用を徹底する。

(4)校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、生徒が希望すれば、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

## IV 部活動改革の方向性

本市の学校部活動における現状と課題(「II 学校部活動の現状と課題」を参照)等を踏まえると、今後、これまでと同様の活動内容を維持していくことが困難な状況になると想定される。

そこで、本市では、学校部活動を子どもたちのことを第一に考えた上で、少子化やニーズの多様化、学校における働き方改革の視点も踏まえた持続可能な活動としていくために、“子どもを主人公にした新たな活動のカタチ”で部活動改革を進めていくこととし、以下に基本的な考え方や方向性などを示す。

### 1 基本的な考え方

部活動改革を進めるにあたり、以下を基本的な考え方として取り組みを進めていく。

これまで培ってきた学校部活動の意義を継承しながら  
“子どもを主人公にした新たな活動のカタチ”で  
段階的に学校部活動の地域連携や地域移行を進める

### 2 基本的な方向性

学校部活動における課題の解決に向けて、本市では、①拠点校方式の導入と②部活動の地域移行を基本的な方向性として、部活動改革を進めていく。



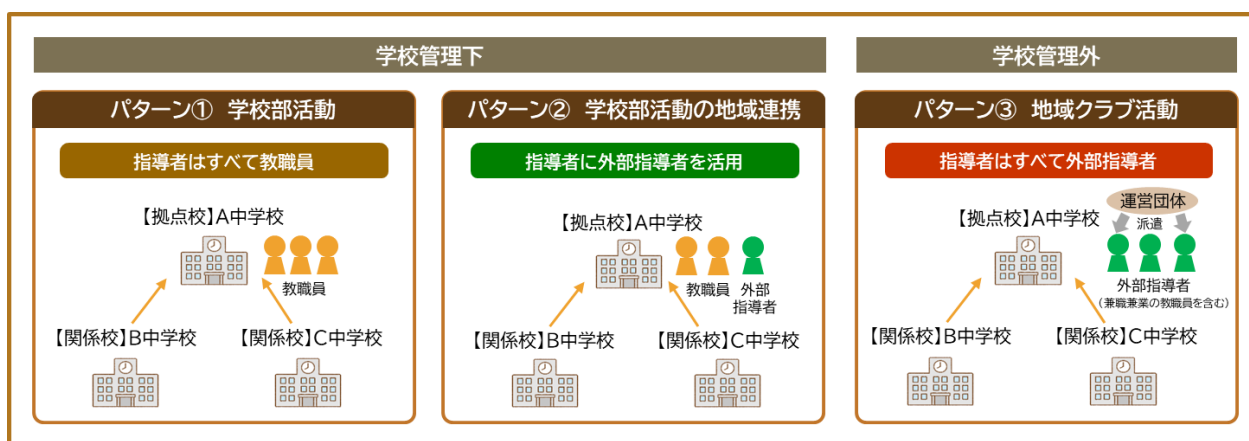
#### (1) 拠点校方式の導入

拠点校方式の導入により、中学校全体の部活動を適正な規模とし、少子化が進む中でも、生徒のニーズに応え、継続的に部活動を実施していくとともに、学校部活動に関わる教職員の負担軽減を図っていく。

#### 概要

- 「拠点校方式」とは、在籍校で部員数が少なかったり、希望する部活動がなかったりする場合に、複数校の生徒が一つの中学校に集まって合同で活動する方式のことをいう。
- 実施パターンは P13【図表7】のとおりであり、学校管理下の活動としては、教職員のみで指導にあたる「①学校部活動」、外部指導者を一部活用する「②学校部活動の地域連携」があり、学校管理外の活動としては、学校以外の運営のもと、すべて外部指導者(兼職兼業の教職員を含む)で指導にあたる「③地域クラブ活動」(詳細はP14【図表8】参照)がある。

【図表7 拠点校方式の実施パターン】



### 期待する効果

- 運動部におけるチーム競技をはじめ、部員数の少ない種目でも部活動を継続することができる。(関係校の生徒は拠点校への移動が伴う。)
- 在籍校に設置された部活動に限定されずに参加できるため、生徒の多様なニーズに応えることができる。(関係校の生徒は拠点校への移動が伴う。)
- 各中学校に設置される部活動数が減るため、部活動の対応に必要となる教職員(顧問)の人数が少なくなり、教職員の負担軽減につながる。
- 拠点校の参加生徒と他校の参加生徒とが切磋琢磨しながら活動するため、双方の技能の向上が期待できる。

### (2) 部活動の地域移行

部活動の地域移行により、地域団体や民間事業者といった学校以外の運営のもと、外部指導者を活用し、顧問となる教職員の確保が困難な種目へ対応するとともに、新たな種目の活動を設置することで生徒の多様なニーズに応えていく。

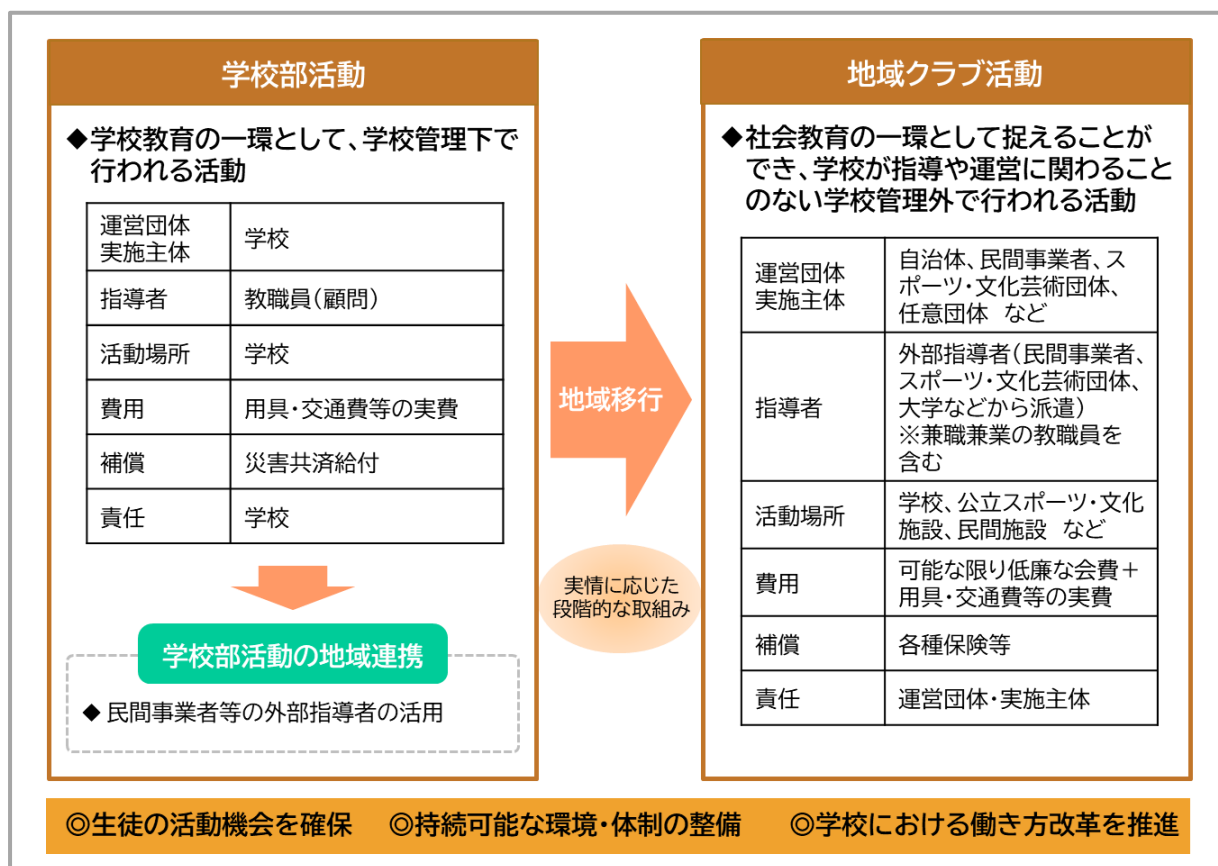
また、部活動の指導を、地域団体や民間事業者等の外部指導者も担う形態としていくことで、教職員の負担軽減を図っていく。

### 概要

- 「部活動の地域移行」とは、これまで学校管理下において主に教職員が指導を担ってきた「学校部活動」を、学校管理外の活動として、地域団体や民間事業者等が指導・運営を担う「地域クラブ活動」へと移行することをいう。
  - 「学校部活動」とは、学校教育の一環として、主に教職員が顧問として自校の生徒を指導する、学校管理下で行われる活動。主な活動場所は学校であり、けが等の補償は、災害共済給付の対象となる。
  - 「地域クラブ活動」とは、地域の多様な運営団体・実施主体によって行われ、民間事業者、スポーツ・文化芸術団体等が指導・運営する、学校管理外の活動。活動場所は、学校に加えて公立スポーツ・文化施設等も用いる場合もあり、けが等の補償は、各種保険での対応となる。

- なお、国のガイドラインにおいて、地域クラブ活動は、「社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置づけられるものでもある。」と記載されていることを踏まえ、実施にあたっては、学校部活動の意義を継承・発展しつつ、市全体のスポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要となる。

【図表8 部活動の地域移行の全体像】



#### 期待する効果

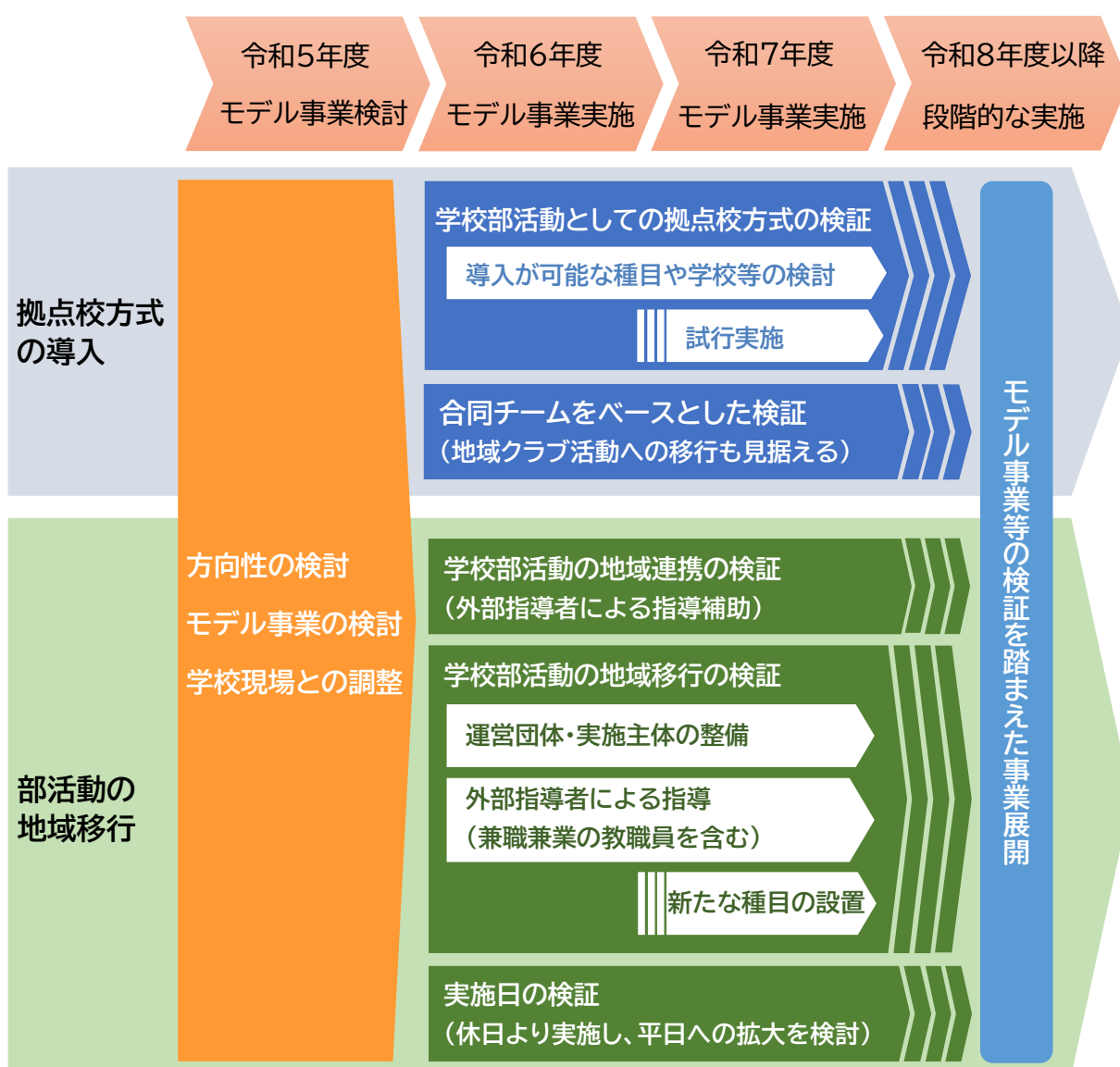
- 外部指導者の活用により、顧問となる教職員の確保が困難な種目の部活動を継続することができる。
- 外部指導者や学校以外の活動場所の活用により、現状では設置されていない新たな種目の活動の設置など、生徒の多様なニーズに応えることができる。
- 外部指導者による専門性の高い指導を受けることができる。
- 教職員の部活動指導に関する負担が減り、授業の準備などの本来業務に、より多くの時間をかけることができる。



### 3 取り組みのロードマップ

- 基本的な方向性に基づき、【図表9】に示すロードマップに沿って取り組みを進めていく。
- 具体的には、「拠点校方式の導入」と「部活動の地域移行」のそれぞれについて、令和5年度にモデル事業の実施に向けた制度設計等を進め、令和6年度及び令和7年度にモデル事業を含めて段階的に実施していき、それらの効果検証を踏まえ、令和8年度以降に本市として最適な実施形態で取り組みを進める。
- 本市における部活動改革では、「地域移行」していくことをめざしているが、モデル事業等での効果検証の結果、地域移行が困難と見込まれる場合には、生徒の活動機会の確保や教職員の働き方改革の視点を踏まえた上で、学校管理下での部活動を基本とした展開も考えられる。

【図表9 取り組みのロードマップ】



※ 上記の取り組みの確定は、各年度の予算の議決後となる。また、ロードマップの内容については、現時点(令和6年1月)のものであり、今後、モデル事業の効果検証等の状況によっては、変更になる可能性がある。

## V 部活動改革に向けた取り組み

中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、拠点校方式の導入や学校部活動の地域連携や地域移行により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場の確保を進める必要がある。

ここでは、「IV 部活動改革の方向性」に沿って部活動改革を進めていくにあたり、「拠点校方式の導入」に向けて取り組む内容や、「部活動の地域移行」に向けた課題や取り組みの方向性などを以下に示す。

### 1 拠点校方式の導入

#### (1) 学校部活動としての拠点校方式の検証

- 中学校の部活動の設置状況、種目や部員数に応じた適正な部活動の規模を考慮した上で、学校部活動として拠点校方式の導入が可能な種目や学校を検討する。
- 検討にあたっては、生徒の移動時の安全確保や練習時間、練習場所の確保、指導体制等を十分考慮し、生徒と部活動顧問の負担が過度とならないようにする。特に、平日も含めて、拠点校方式を導入する場合は、在籍校から拠点校までの移手段や練習時間の確保等の様々な課題について整理し、その解決策についても検討する。
- 上記の検討を踏まえ、拠点校方式の導入が可能な種目や学校において試行実施し、試行実施後は、効果検証の上、同方式を継続していくことを基本とする。

#### (2) 合同チームをベースとした検証

- 「(1)学校部活動としての拠点校方式の検証」とは別に、これまでも実施されている形態である合同チームをベースにモデル事業を実施し、拠点校方式の導入と地域クラブ活動への移行も見据えた検証を行う。

#### (3) 拠点校方式の今後の展望

- 少子化に伴う教職員数の減少により、部活動顧問が不足していることや、現状では設置されていない新たな種目の設置をはじめとした生徒の多様なニーズに対応するため、学校部活動としての拠点校方式だけでなく、地域クラブ活動としての拠点校方式も取り入れていくことで、子どもたちの活動の機会の確保と充実を図る。

## 本方針における「拠点校方式」と「合同チーム」について

- 「拠点校方式」とは、P12のとおり、複数校において、1校を拠点校と定め、複数校の生徒が当該拠点校に集まって合同で活動する方式をいう（既に同種目の部活動がある場合は、拠点校に統合する）。
- 「合同チーム」とは、複数校において、それぞれ同種目の部活動が設置されているものの、単独の学校ではチームが組めないため、合同のチームとして活動するものをいう。
- 運動部における両方式の違いは下記のとおり。（大阪中学校体育連盟資料を基に作成）

項目	拠点校方式	合同チーム
成り立ち	在籍校に当該種目部活動がない場合の救済措置	部員数減少により単独チーム編成ができない場合の救済措置
種目	制限なし	チーム競技種目
関係校の部員数 (最低人数)	制限なし	学校単独でチーム編成に必要な人数を下回った場合 (例:サッカー 11人)
学校数と編成条件	制限なし ただし、拠点校にのみ当該種目部活動が設置されていること(関係校には当該種目部活動が設置されていないこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2校の場合、一方の学校において下回っていない場合でも、編成しなければ他方の学校を救済できない場合に編成可</li> <li>● 3校以上の場合、その学校数が集まらなければ編成できない場合に編成可</li> </ul>
チーム名	拠点校名	校名連記
引率・監督	拠点校の校長・教員・部活動指導員(特例の適用あり)	出場校の校長・教員・部活動指導員(特例の適用あり)

## 2 部活動の地域移行

### (1) 活動日の検討

#### 課題

- 国の方向性では、休日の部活動の移行を先行させ、教職員の負担軽減や地域での受け皿の形成をスムーズにスタートさせることをめざしている。
- 一方で、平日(学校部活動)と休日(地域クラブ活動)の活動を分けることで、指導者や活動メンバーが変わることによる、生徒の混乱や活動へのモチベーションの低下なども考えられる。

#### 取り組みの方向性

- まずは、休日における環境整備に向けて、モデル事業を実施し、その成果と課題を検証した上で、平日への拡大を検討する。

## (2)運営団体・実施主体の整備

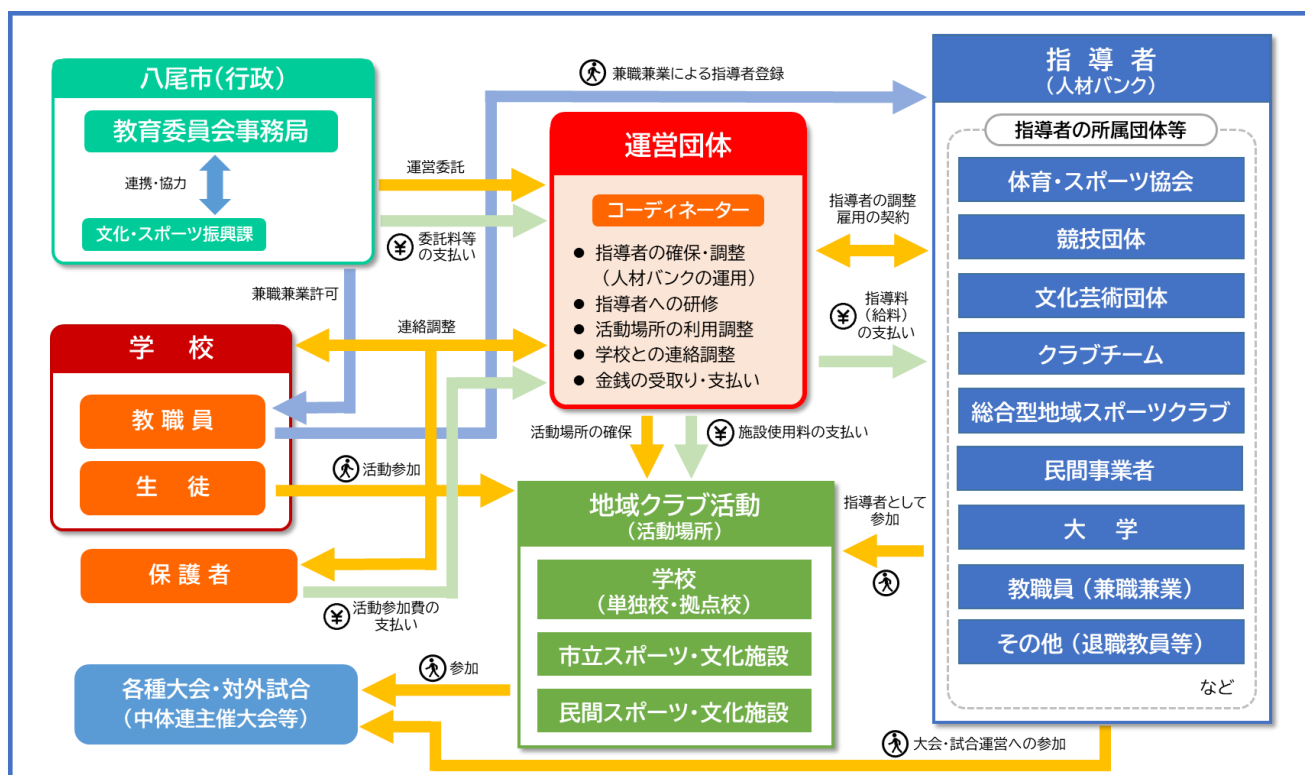
### 課 題

- 地域クラブ活動の実施にあたっては、地域の実情に応じて、関係機関・団体の連絡調整、指導者の調整、活動場所の確保などを担う「運営団体・実施主体」を整備する必要がある。
- ※ 「実施主体」とは、個別の地域クラブ活動を実際に行う団体・組織のことであり、「運営団体」とは、これらの実施主体を統括する団体・組織のことである。なお、運営団体・実施主体は、同一の団体・組織となる場合も考えられる。

### 取り組みの方向性

- 教育委員会は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体を整備する。整備にあたっては、民間事業者への委託をはじめ、新たな団体を立ち上げることも考えられる。
- 運営団体・実施主体は、主に次の業務を行うことが想定され、運営体制のイメージは【図表10】のとおりである。
  - 指導者の確保・調整(人材バンクの運用)
  - 指導者への研修
  - 活動場所の利用調整
  - 学校との連絡調整
  - 金銭の受取り・支払い

【図表 10 部活動の地域移行 運営体制(イメージ)】



### (3)指導者の確保や質の向上

#### 課題

- 生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術等に親しむ環境を整備するため、質と量の両面から適当な指導者を確保するとともに、適切な指導が行われるようにすることが必要である。
- 学校部活動において、競技経験のない種目の指導や休日の指導・大会引率などに負担を感じている教職員が存在する。

#### 取り組みの方向性

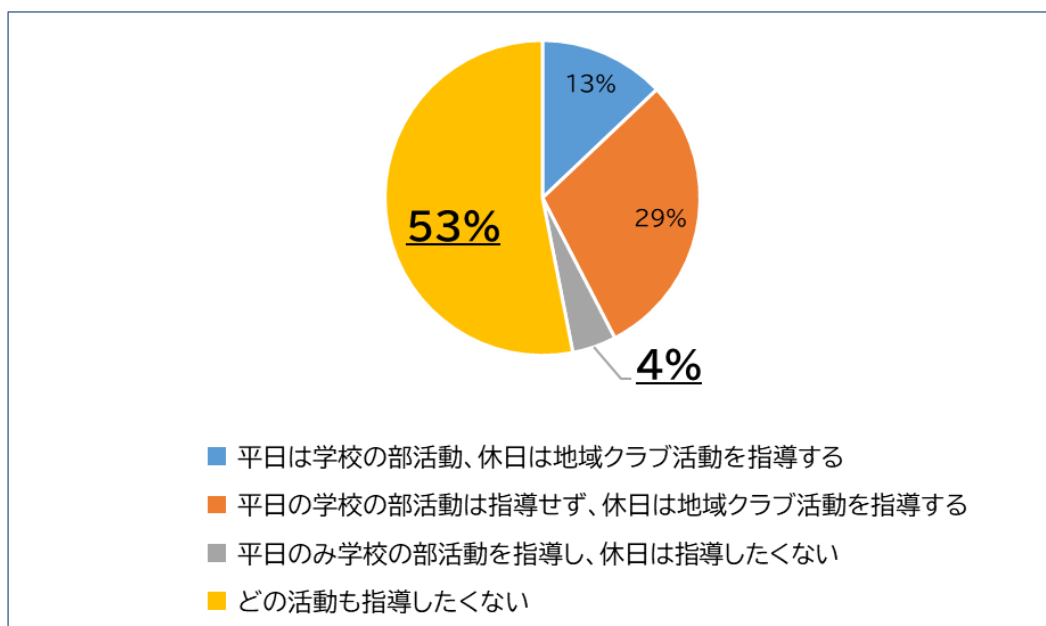
- 教育委員会、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取り組みを進める。
- 休日のみ地域クラブ活動として実施する場合や、合同チームや拠点校方式により実施する場合も含め、民間指導者等の外部指導者の活用を進める。

### (4)教職員の兼職兼業

#### 課題

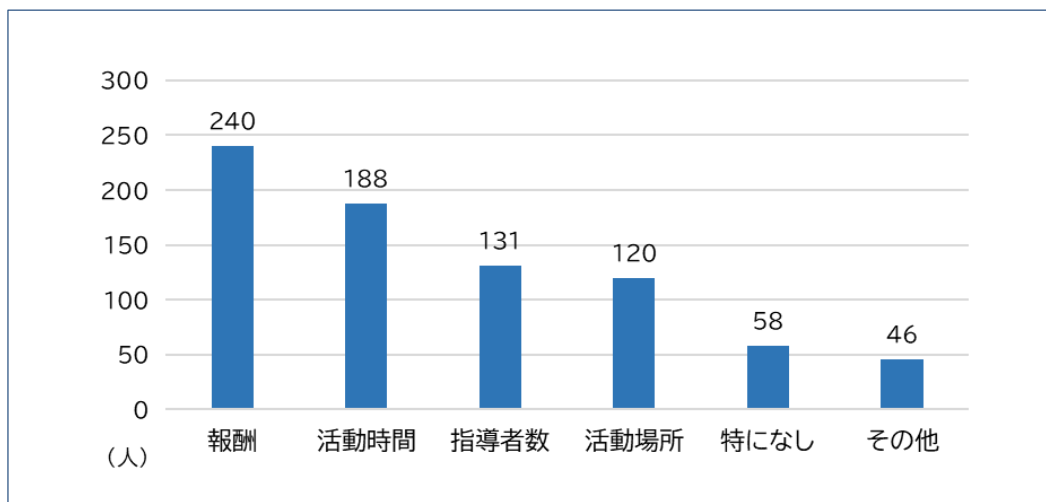
- P19【図表11】及びP20【図表12】のとおり、教職員の休日指導に対する意向は低く、地域クラブ活動で指導する条件や環境として、「報酬」「活動時間」「指導者数」「活動場所」を求めている。
- 一方で、地域クラブ活動での指導を希望する教職員が、指導にあたることができるように、兼職兼業のしくみを整理・検討する必要がある。

【図表 11 教職員回答：休日のみ移行する場合の指導について】



【資料】令和4年度 部活動の地域移行に関するアンケート

【図表 12 教職員回答:地域クラブ活動で指導する条件や環境(複数回答あり)】

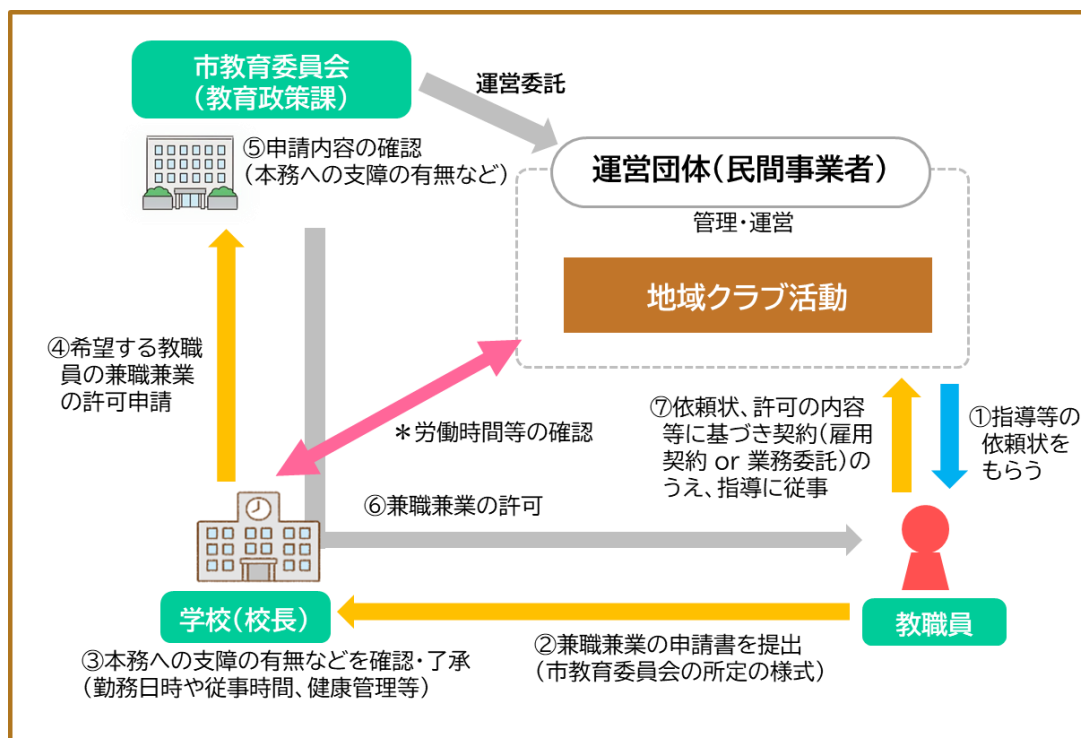


【資料】令和4年度 部活動の地域移行に関するアンケート

### 取り組みの方向性

- 教育委員会は、国が示す「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」(令和5年1月文部科学省)等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教職員が、円滑に兼職兼業の許可等を得られるよう、運用に係る考え方の整理などを行い、制度を構築する。なお、兼職兼業の許可を受けるためのプロセスは P21【図表13】のとおりである。
- 教育委員会が兼職兼業の許可等をする際には、教職員本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いることがないように十分に確認するとともに、勤務校における業務への影響の有無、教職員の健康への配慮など、学校運営に支障がないかを判断して、許可する。
- 教育委員会は、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うにあたっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照のうえ、地域クラブ活動の運営団体・実施主体等と連携し、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、兼職兼業の許可後も双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

【図表 13 兼職兼業の許可を受けるためのプロセス(イメージ)】



【参考】「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)(令和5年1月文部科学省)

## (5)適切な活動及び指導の実施

### 課題

- 地域クラブ活動に取り組む活動時間については、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。

### 取り組みの方向性

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「Ⅲ 学校部活動」に準じた活動時間を遵守し、休養日を設定する。その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体と学校が連携し、調整を図ることが必要である。
- 教育委員会は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対し、適切な指導が実施されるよう、また、参加者の心身の健康管理、事故防止等を徹底し、体罰・ハラスメントが根絶されるよう、適宜、指導助言を行う。

## (6)活動機会の確保

### 課題

- 生徒や保護者の運動・スポーツ、文化芸術等に対する志向に応じた対応が求められる。(大きくは、競技志向とレクリエーション志向)
- 現状では設置されていない新たな種目や活動など、生徒の多様なニーズに対応した環境づくりが必要である。

### 取り組みの方向性

- 地域クラブ活動は、学校部活動で行われている活動を単に地域移行するだけでなく、生徒の多様なニーズに応じた活動機会を確保することが大切である。
- 現状では設置されていない新たな種目や、レクリエーション的な活動、複数の活動を同時に体験することのできる活動など、多様なニーズに対応したクラブの設置について、様々な実施形態(拠点校型・民間クラブ・団体参加型等)や参加対象の拡大も含め、検討する。

## (7)活動場所の確保

### 課題

- 生徒が、スポーツ・文化芸術活動を行う機会を確保するためには、活動場所を確保することが必要である。

### 取り組みの方向性

- 当面の間の主たる活動場所は学校とし、運動場や体育館の利用調整をはじめ、校舎内を使用する場合は、セキュリティ等の施設管理面についても検討する。

## (8)費用負担の検討と財源の確保

### 課題

- これまでの学校部活動は、学校教育活動の一環として原則無償で実施されてきたが、地域クラブ活動は、学校管理外の活動であるため、指導者の確保等に費用が発生する。
- 地域クラブ活動において受益者負担を求める場合には、保護者の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する必要がある。

### 取り組みの方向性

- 地域クラブ活動の持続的な実施に必要な財源確保のために、国の助成金や企業等による支援などの検討を進める。あわせて、財源の一つとして受益者負担の検討を進める。
- 受益者負担の考え方については、保護者等に向けて必要な情報を適切に発信していく。
- 受益者負担の金額(会費)については、維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費の検討を行う。
- 受益者負担が、地域クラブ活動への参加の妨げとならないよう、経済的に困窮する家庭に対して、参加費用の支援等の検討を行う。

## (9)保険の加入

### 課題

- 学校管理下の活動で発生した怪我や事故に対する保険については、学校管理外である地域クラブ活動では対象にならないため、生徒や指導者が安心して地域クラブ活動に参加できるよう、別途保険に加入する必要がある。



### 取り組みの方向性

- 教育委員会及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、リスク管理を行う主体を明確にし、けがや事故が生じても適切な補償が受けられるよう、指導者や参加する生徒に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

## (10)国・大阪府及び学校部活動・地域クラブ活動との連携・協働

### 課題

- 学校部活動と地域クラブ活動では、運営団体・実施主体や指導者等が異なる。
- 1つの部活動に複数の指導者が関わる場合や、休日と平日で指導者が異なる場合には、指導内容の統合が図られるように、指導関係者間で、緊密な連携を図ることが必要である。

### 取り組みの方向性

- 教育委員会は、大阪府と定期的な情報共有等を行う。また、国や大阪府の事業等を活用した地域クラブ活動の体制整備や、外部指導者等の配置など、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を推進する。
- 1つの部活動に複数の指導者が関わる場合や休日と平日で指導者が異なる場合には、指導関係者間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど、緊密な連携を図る。
- 教育委員会は、地域クラブ活動が適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取り組み状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

## 3 大会等への参加

- 当面は、学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在し、合同チームや拠点校方式によるチームによる参加が見込まれるが、公平・公正な大会参加機会が確保できるようにする。
- 大会等の引率については、大会等主催団体が定める規定に則って行う。
- 生徒の安全確保等に留意をしつつ、学校の働き方改革の観点から、大会等の引率は、可能な場合は外部指導者が行うこととし、教職員による引率のみに頼らなくてもよい体制を整える。

## 4 生徒、保護者、教職員等への周知

部活動改革にあたっては、生徒をはじめ、保護者、教職員等への意識改革を図ることが重要であることから、部活動改革を行う必要性や改革の背景、方針等を、様々な機会を捉えて、わかりやすく周知し、理解を得られるように努める。

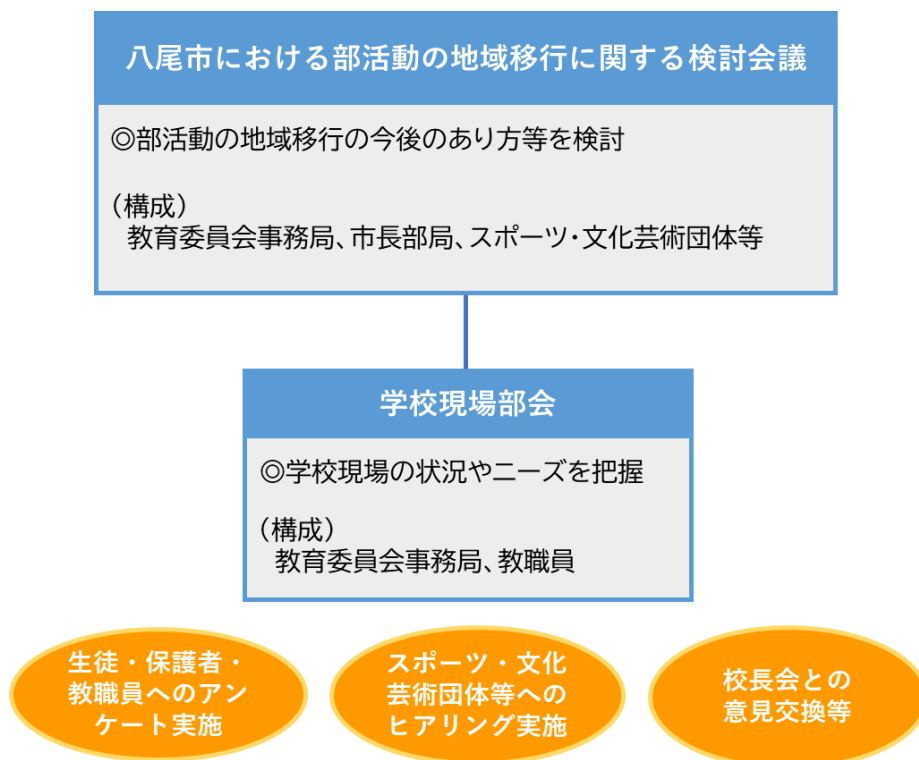
## VI 推進体制

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行といった部活動改革を進めるにあたっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があり、その進め方や推進体制を以下に示す。

### 1 推進体制

- 教育委員会と市長部局が連携し、部活動の地域移行の今後のあり方並びに課題事項について検討を行う「八尾市における部活動の地域移行に関する検討会議」と、同会議の下部組織として、教職員も加わり専門的かつ具体的な事項を調査・検討する「学校現場部会」を設ける。
- 検討会議では、必要に応じて、スポーツ・文化芸術団体等の関係者の参加を求めるなど、専門的な見地からの助言を得る。
- アンケートなどを通じて、生徒・保護者等へのニーズ把握を行うとともに、校長会との意見交換を行うなど学校現場と協議・調整のうえ、取り組みを推進する。

【図表 14 推進体制】





## 八尾市における部活動等のあり方に関する方針

令和6年1月発行

発行者：八尾市教育委員会事務局 教育政策課

学校教育推進課

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

TEL 072-991-3881(代表)

刊行物番号 R5-157